⑴⑥ハ	他の者	他の会社	
⑴⑦へiii	会社法施行規則	会社法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年法務省令第六号）第一条の規定による改正前の会社法施行規則	
⑴の3⑧	、他の者の子会社等	、他の会社の子会社	
次に掲げる事項		次に掲げる事項（イに掲げる事項を除く。）	
⑴の3⑧ロ	他の者	他の会社	
	子会社等	子会社	
⑴の3⑧ハ	他の者	他の会社	
⑶⑧	他の者の子会社等	他の会社の子会社	
	次に掲げる事項	次に掲げる事項（イに掲げる事項を除く。）	
⑶⑧ロ	他の者（当該他の者の子会社等	他の会社（当該他の会社の子会社	
	他の者に	他の会社に	
⑶⑧ハ	他の者	他の会社	
⑷⑧	次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定めるもの	当該株式会社、その親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下⑧において同じ。）又は当該親会社（当該株式会社に親会社がない場合にあっては、当該株式会社）の子会社（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定する関連会社をいう。以下⑧において同じ。）（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。）	

5　前項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された保険株式会社の株主総会に係る株主総会参考書類については、新保険業法施行規則別紙様式第四号及び会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　施行日前に招集の手続が開始された相互会社（新保険業法第二条第五項に規定する相互会社をいう。以下この条において同じ。）の社員総会（総代会を設けている場合には、総代会）に係る社員総会参考書類（新保険業法施行規則第二十条の十九第三号イに規定する社員総会参考書類をいう。）（総代会を設けている場合には、総代会参考書類（新保険業法施行規則第二十二条第一項に規定する総代会参考書類をいう。）については、新保険業法施行規則別紙様式第五号（総代会を設けている場合には新保険業法施行規則別紙様式第五号の三）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　第一項の規定にかかわらず、施行日前に終了した事業年度のうち最終のものに係る次の各号に掲げる者の事業報告及び業務報告書（第二号又は第四号に掲げる者にあっては、事業報告）であって、施行日以後に監査役の監査を受けるものについては、当該各号に定める規定を適用する。

一　保険会社（新保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいう。以下この条において同じ。）である株式会社　新保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書2⑴記載上の注意8（特定取引勘定設置会社（新保険業法第十七条の五第二項に規定する特定取引勘定設置会社をいう。以下この条において同じ。）にあっては、新保険業法施行規則別紙様式第七号の二第1事業報告書2⑴記載上の注意8）

二　保険持株会社（新保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。以下この条において同じ。）である株式会社　新保険業法施行規則別紙様式第十五号の二2⑴記載上の注意8

三　少額短期保険業者（新保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下この条において同じ。）である株式会社　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第1事業報告書2⑴記載上の注意8

四　少額短期保険持株会社（新保険業法第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社をいう。）である株式会社　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の二十六2⑴記載上の注意8

8　施行日以後に終了する事業年度のうち最初のものに係る事業報告及び業務報告書に係る次の各号に掲げる者の当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「運用状況」とあるのは、「運用状況（会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後のものに限る。）」とする。

一　保険会社である株式会社　新保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書8記載上の注意（特定取引勘定設置会社にあっては、新保険業法施行規則別紙様式第七号の二第1事業報告書8記載上の注意）

二　保険会社である相互会社　新保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書8記載上の注意（特定取引勘定設置会社にあっては、新保険業法施行規則別紙様式第七号の二第1事業報告書8記載上の注意）

三　保険持株会社　新保険業法施行規則別紙様式第十五号の二8記載上の注意

四　少額短期保険業者　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第1事業報告書8記載上の注意

9　前項の事業報告及びその附属明細書並びに同項の業務報告書に係る次の各号に掲げる者の当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「含む」とあるのは、「含み、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日以後にされたものに限る。」とする。

一　保険株式会社　新保険業法施行規則別紙様式第七号第1事業報告書10記載上の注意（特定取引勘定設置会社にあっては、新保険業法施行規則別紙様式第七号の二第1事業報告書10記載上の注意）

二　保険持株会社　新保険業法施行規則別紙様式第十五号の二10記載上の注意

三　少額短期保険業者である株式会社　新保険業法施行規則別紙様式第十六号の十七第1事業報告書10記載上の注意及び第2附属明細書2⑵記載上の注意

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条　施行日前に招集の手続が開始された投資法人の創立総会に係る創立総会参考書類の記載についての第十九条による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第百十八条第一項第四号の規定の適用については、同号中「第百四十五条」とあるのは、「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十七号）第十九条の規定による改正前の第百四十五条」とする。

2　施行日前に招集の手続が開始された投資法人の投資主総会に係る投資主総会参考書類の記載については、なお従前の例による。

（上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第八条　施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時株主総会より前に開催される株主総会又は種類株主総会に係る金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第三十六条の二第一項に規定する参考書類（以下この条において「参考書類」という。）の記載については、第二十二条の規定による改正後の上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（次項及び第三項において「新議決権代理行使府令」という。）第二条第二項、第四条第二項及び第五条第八号の規定にかかわらず、なお従前の例による。